

2025 年度 施設利用のご案内



四国職業能力開発大学校

香川県丸亀市郡家町3202番地
TEL 0877-24-6298
FAX 0877-24-6291
Eメール shikoku-college03@jeed.go.jp

四国職業能力開発大学校 施設設備貸与規程

令和 6 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 地域に開かれた職業能力開発のための総合的センターとして、施設運営を図る一環として、四国職業能力開発大学校（以下「四国能開大」という。）の施設設備を貸与（以下「施設設備貸与」という。）し、地域の事業主又は事業主団体等が行う教育訓練及び研修等の場として用いることを促進するとともに、併せて施設設備の有効活用を図ることを目的とする。

(支援の実施)

第 2 条 施設設備貸与は、四国能開大で行う施設内職業訓練等の実施状況並びにアビリンピック等の行事予定を確認の上、行うものとする。

2 貸与する施設設備は、実習場・教室等の施設の中で貸与可能なもの及び訓練用機器・工具等の中で貸与可能なものとし、消耗器材及び消耗品の貸与は行わないものとする。なお、ソフトウェア等の一部機器については、利用制限を受けるものもあることから、契約書等による確認を行い、適正な形で貸与を行うものとする。

3 専門的知識を必要とする施設設備又は安全上特別の配慮を必要とする施設設備を使用しての教育訓練については、講師には四国能開大の職業訓練指導員を当てるものとする。

(使用料)

第 3 条 施設設備の使用料は、「施設設備一覧」（施設設備貸与様式第 1 号）により定められた額を収納するものとする。

2 前項に加えて、使用時間数に応じた警備費を収納するものとする。ただし、警備費単価の算出が困難な場合において、夜間・休日に警備担当者を配置する必要が生じた場合は、その都度、当該施設設備貸与の実施に要する警備費を収納するものとする。

(使用の申請)

第 4 条 使用申請の受付は、使用日の 2 か月前からとし、「施設設備使用申請書」（施設設備貸与様式第 2－1 号）又は「指導員派遣申込書兼施設設備使用申請書」（施設設備貸与様式第 2－2 号）により申し込むものとする。

- 2 四国能開大の長（以下「施設長」という。）は、前項により申請された内容を検討の上、承諾する場合は、「施設設備使用承諾通知書」（施設設備貸与様式第3－1号）又は「指導員派遣及び施設設備使用承諾通知書」（施設設備貸与様式第3－2号）を通知する。
- 3 使用を承諾された者が使用の取消又は使用内容を変更しようとする場合は、承諾された使用日の一週間前までに、所要の変更手続きを行うものとする。

（使用条件）

第5条 使用者は、四国能開大の施設設備を使用するときには、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）使用に際しては、施設長の指示に従うこと。
- （2）施設設備を使用目的以外の用途に使用しないこと。
- （3）使用を承諾された施設設備を転貸しないこと。
- （4）使用終了後は、清掃、後片付けを行い原状回復すること。
- （5）施設設備への搬入物品は、使用後速やかに撤去すること。
- （6）施設設備の使用に当たっては、承認を得ないで火気を使用しないこととし、特に安全面には十分注意すること。なお、使用中の一切の事故については、四国能開大では責任を負わないこと。
- （7）四国能開大で指定する一部の訓練用機器・工具等については、使用者自らが安全点検を行うこと。なお、万一、異常が認められた場合は、その訓練用機器・工具等の使用を中止する。
- （8）施設設備を紛失し又は破損したときはその損害を賠償するものとする。ただし、やむを得ない理由があると施設長が認めたときは、減額し又は免除するものとする。
- （9）前各号に掲げるもののほか、施設長が不相当と認める行為を行わないこと。

（使用承諾の取消等）

第6条 施設長は、使用者が第5条の使用条件に違反した場合及び使用の継続を不相当と認めた場合は、使用承諾の取消、使用停止の措置ができる。

（その他）

第7条 本規程に定めのない事項については、施設長がその都度これを定める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から実施する。

施設使用の手引き

■ 使用できる時間

平日：9:00～21:00

土・日・祝日：9:00～17:00

（1 時間単位でご利用いただけます。）

■ 休業日

1 2月29日から翌年の1 月3日まで。

■ 申込の方法

1. 使用状況の確認

事前に電話（0877-24-6298）にて使用ご希望日の空き状況をご確認ください。

その際に次の内容を確認させていただきます。

・ご利用目的 ・日程及び時間帯

2. 使用申込み

1 か月前までに「施設設備使用申請書」に必要事項を記載の上、郵送又はご持参、メールによりご提出下さい。施設設備貸与規程を事前にご確認のうえ、お申し込みください。

3. 「施設設備使用承諾通知書」の送付

ご提出いただいた申請書を審査後、利用日の 2 週間前までに当校から

「施設設備使用承諾通知書」を送付いたします。

4. 使用料納付

3 により送付した「施設設備使用承諾通知書」に記載されている振込口座へ、使用料を銀行振込にて前日までにお支払いください。（振込手数料は振込人のご負担となります。）

5. 変更・キャンセル

「施設設備使用承諾通知書」を受け取った後、及び使用料支払い後の使用内容の変更、キャンセルは、1 週間前までに「施設設備使用申請変更依頼書」及び「返金振込先届出書」に必要事項を記入の上、郵送又はご持参によりご提出下さい。内容を確認後、「変更内容承諾通知書」を送付いたします。1 週間前までにご連絡がない場合、キャンセルは認められず、使用料をいただくこととなりますので、ご注意ください。

■ 使用料について

以下1～4の使用料が必要です。

使用する教室・実習場・機器、利用時期（冷暖房使用）により使用料が異なりますので、別添 施設設備一覧でご確認ください。

なお、時間数は1時間を単位とし、1時間に満たない場合は切り上げとなります。

また、ソフトウェアにより操作する機器、リース機器等の使用については、機器だけのご使用はできません。部内の講師が教育訓練を支援する形態（指導員派遣）で行うことになっています。その際は、別途1時間当たり5,000円の費用負担が必要です。

1. 教室等使用料
2. 機器使用料
3. 警備に要する費用（1時間当たり300円）
4. 使用目的による調整

職業能力開発を目的としない場合は、上記1及び2の使用料は2倍となります。

（ただし、施設設備一覧表の体育館及び学生ホール使用料は目的外使用料となっています。）

※冷暖房は6月から9月末、暖房期間は11月から3月末としますが、この期間以外でも冷暖房使用時は冷暖房の使用料を頂きます。

※使用料及び費用については、昼（12時～13時）を挟む際は1時間分を除いた額になります。

■ 使用できない場合

次のような場合は使用できません。

1. 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害する恐れがあると認められるとき。
2. 施設を毀損し、又は滅失する恐れがあると認められるとき。
3. その他管理上支障があるとき、又は大学校長が適当でないと判断したとき。
4. 個人での利用及び、営利目的の利用はできません。

■ 使用承諾の取消し等

次のような場合は、使用の許可を取り消し、又は使用を停止することがあります。

1. 上記の「使用できない場合」のいずれかに該当するとき。
2. 不正な手続きにより使用承諾を受けたとき。
3. 使用承諾の条件に違反したとき。

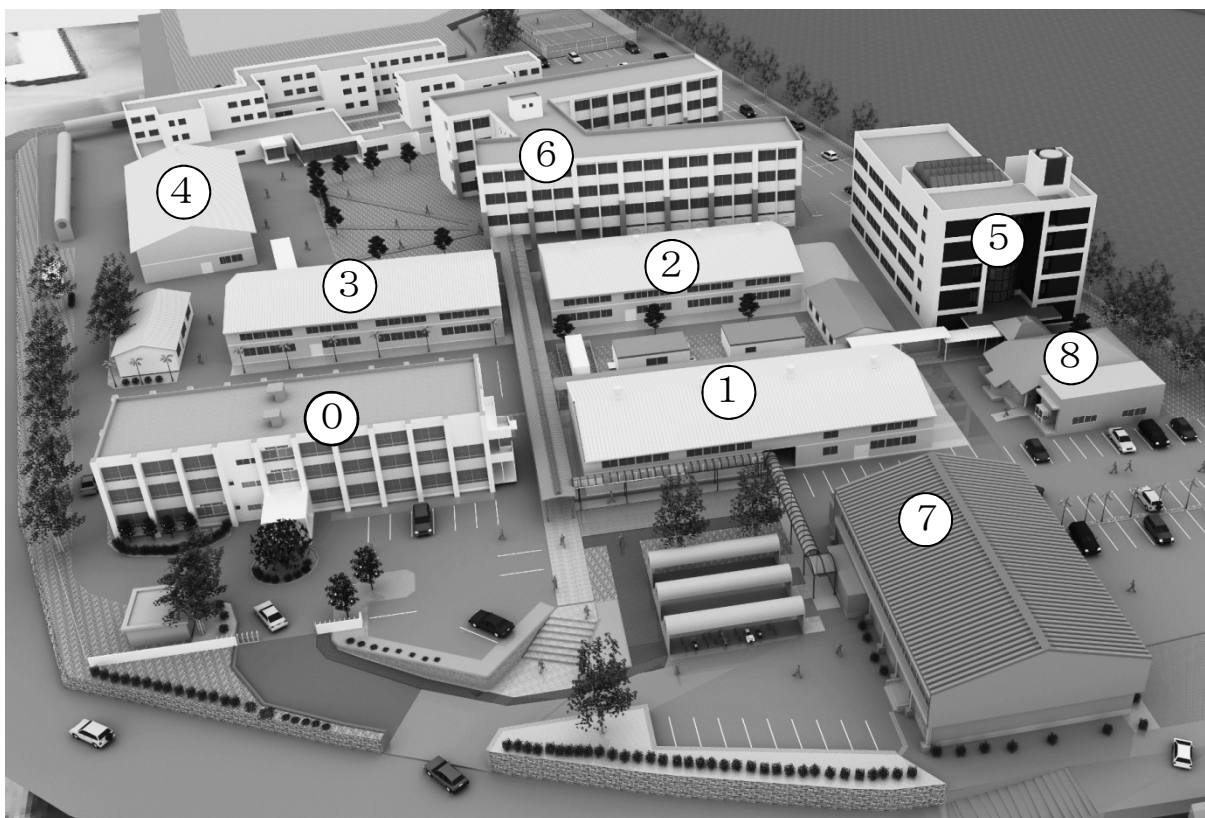
■ 使用の条件

施設を使用するときは、次の使用の条件は必ず守ってください。

1. 第1実習棟、第2実習棟、第4実習棟、共同棟の施設設備の使用に関しては担当指導員と事前協議の上、必要に応じて指導員派遣の形態で行うこととします。（指導員の常駐が必要でないと認められた場合に限り施設貸与のみの形態で行います。）
2. 施設設備使用承諾書は、使用の際には必ずご持参下さい。
3. 施設設備の使用に際しては、大学校担当者の指示に従うようお願いいたします。
4. 施設設備を申請書記載の目的以外の用途に使用しないで下さい。
5. 施設設備の全部または一部を転貸しないで下さい。
6. 使用終了後は、清掃・後片付けを行い、使用した施設設備を原状に回復して下さい。
7. 施設設備への搬入物品は、使用後速やかに撤去して下さい。
8. 施設設備の使用に当たっては、火気に注意するとともに、特に安全面には十分注意して下さい。なお、使用中の一切の事故については、当施設では責任を負いませんので予めご承知置き下さい。
9. 使用する機器については、使用者自らの使用前安全点検をお願いいたします。
万一、異常が認められた場合は、使用を中止し担当者にご連絡下さい。
10. 当施設の施設設備を毀損し又は滅失した時は、その損害を賠償していただきます。
ただし、やむを得ない理由があると大学校長が認めた場合は、減額又は免除することがあります。
11. 使用中に突発的事態が発生した場合は、速やかに援助計画課又は警備員までご連絡下さい。

施設配置図

- | | |
|---------|---------|
| ① 本 館 | ⑤ 共同実験棟 |
| ② 第1実習棟 | ⑥ 応用棟 |
| ③ 第2実習棟 | ⑦ 体育館 |
| ④ 第3実習棟 | ⑧ 学生ホール |
| ⑤ 第4実習棟 | |



施設設備一覧

作成；令和7年4月1日

施設名；四国職業能力開発大学校

【施設関係】

【施設利用料】

棟名		部屋名	収容人数	面積	使用料金(円／時間) ※税込	
					4 月, 5 月, 10月 (通常時)	左記以外 (冷暖房使用時)
本館	3 階	視聴覚教室 (0304)	165人	221㎡	400	950
第 2 実習棟	1 階	塑性加工実習場 (2101)	－	526㎡	800	
共同実験棟	1 階	生産実験室 (5101)	20人	260㎡	500	1100
共同実験棟	3 階	製図室 (5302)	64人	157㎡	250	550
応用棟	2 階	電気系講義室 (6213)	24人	92㎡	250	450
体育館			－	663㎡	800	
学生ホール			30人	174㎡	500	2400

※上記施設以外の施設を利用したい方は、援助計画課(24-6298)へご相談下さい。

【設備関係】

棟名		部屋名	機器名 仕様	利用台数	使用料金 (円／時間) ※税込
第 2 実習棟	1 階	塑性加工実習場（2101）	機械プレス TP-45X	1	150
共同実験棟	3 階	製図室（5302）	製図台 ドラフター付き	28	50

※上記設備以外の設備を利用したい方は、援助計画課(24-6298)へご相談下さい。

施設設備使用申請書

独立行政法人
高年齢・障害・求職者雇用支援機構 香川支部
四国職業能力開発大学校長 殿

令和 年 月 日

〒
所在地
事業所等名
代表者氏名

貴施設の施設設備を使用したいので、下記のとおり申請します。

記

使用目的					人員	人
職業能力開発促進法第24条による認定の有・無 ※1					有 ・ 無	
貸与期間	令和 年 月 日 () ～ 令和 年 月 日 ()					
使用 内 容	場 所	月 日 (曜 日)	時 間	希望訓練用機器等	台 数	
		()	: ~ :			
		()	: ~ :			
		()	: ~ :			
		()	: ~ :			
		()	: ~ :			
		()	: ~ :			
		()	: ~ :			
	責任者連絡先	所属 氏名 電話番号				
使用場所に特別の設備をし、又は変更を加える場合、その内容						
備考					資格免許 ※2	

※1 職業能力開発促進法(以下「能開法」という)第24条による認定とは、都道府県知事により、能開法第19条第1項の厚生労働省令で定める基準に適合するものであると認定を受けた職業訓練のこと。

※2 貸与を希望する機器等の使用に当たり資格免許等が必要な場合は、申請時に施設担当者へご提示ください。施設担当者が確認のサインを記入します。

当機構の保有個人情報保護方針、利用目的

○独立行政法人高年齢・障害・求職者雇用支援機構は「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)を遵守し、保有個人情報を適切に管理し、個人の権利利益を保護いたします。

○ご記入いただいた個人情報については施設設備使用の申請に関する事務処理及び業務統計、当機構の能力開発セミナーや関連するセミナー・イベント等の案内に使用するものであり、それ以外に使用することはありません。

指導員派遣申込書兼施設設備使用申請書

独立行政法人
高齢・障害・求職者雇用支援機構 香川支部
四国職業能力開発大学校長 殿

令和 年 月 日

〒
所 在 地
事 業 所 等 名
代 表 者 氏 名

下記により教育訓練を行いたいので、指導員の派遣及び施設設備貸与の支援をお願いします。

記

教育訓練名						訓練(支援)対象人員	人
利用事業所数		事業所 ○複数の事業所で利用する場合は「利用事業所情報」欄も記入してください。					
訓練(支援)期間		令和 年 月 日 () ~ 令和 年 月 日 ()					
教育訓練の内容等							
訓練対象者							
職業能力開発促進法第24条による認定の有・無 ※1		有 ・ 無					
指導員派遣関係	支援に関する事項	希望派遣指導員数	月 日 (曜 日)	時 間	実支援時間		
		人	()	: ~ :	時間		
		人	()	: ~ :	時間		
		人	()	: ~ :	時間		
		人	()	: ~ :	時間		
		人	()	: ~ :	時間		
	支援を必要とする理由						
実施場所							
施設設備貸与関係	使用内容	場 所	月 日 (曜 日)	時 間	希望訓練用機器等	台 数	
			()	: ~ :			
			()	: ~ :			
			()	: ~ :			
			()	: ~ :			
			()	: ~ :			
	責任者連絡先	所属 氏名	電話番号				
使用場所に特別の設備をし、又は変更を加える場合、その内容							
利用事業所情報	企業情報				事業所名		
	企業名		規模				
			301人以上 ・ 300人以下				
			301人以上 ・ 300人以下				
			301人以上 ・ 300人以下				
備考						資格免許 ※2	

※1 職業能力開発促進法(以下「能開法」という)第24条による認定とは、都道府県知事により、能開法第19条第1項の厚生労働省令で定める基準に適合するものであると認定を受けた職業訓練のこと

※2 貸与を希望する機器等の使用に当たり資格免許等が必要な場合は、申請時に施設担当者へご提示ください。施設担当者が確認のサインを記入します。

当機構の保有個人情報保護方針、利用目的

○独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構は「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)を遵守し、保有個人情報を適切に管理し、個人の権利利益を保護いたします。

○ご記入いただいた個人情報については指導員派遣の申込み及び施設設備使用の申請に関する事務処理及び業務統計、当機構の能力開発セミナーや関連するセミナー・イベント等の案内に使用するものであり、それ以外に使用することはありません。

施設設備使用申請変更依頼書

令和 年 月 日

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 香川支部
四国職業能力開発大学校長 殿

所在地
事業所等名
代表者氏名

令和 年 月 日付「施設設備使用承諾通知書」にて承認いただきました、
_____の使用について、下記の理由から使用時間を変更申請いたします。

記

1. 変更内容
2. 変更理由
3. その他

以上

返金振込先届出書

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 香川支部
四国職業能力開発大学校長 殿

フリガナ

団 体 名

印

〒

フリガナ

住 所

電話番号

について、下記口座へお振込み下さいますよう、お願いします。

記

返金額

- (1) 内 容
 (2) 返金先口座

金融機関の名称	支店番号			種類	口座番号										口座名義
	支店名														
				普通									フリガナ		
				当座											